

各務原市東京圏からの移住支援事業における支援金交付要綱

(令和元年6月28日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、岐阜県と共同して行う各務原市東京圏からの移住支援事業（第8条において「移住支援事業」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住した者に対し、予算の範囲内で移住支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支援金の額等)

第2条 支援金の額は、2人以上の世帯（世帯員が2人以上の世帯をいう。以下同じ。）の申請の場合にあっては100万円、単身世帯（世帯員が1人の世帯をいう。以下同じ。）の申請の場合にあっては60万円とする。ただし、次条第3項第3号に規定する就業に関する要件に該当する者については、2人以上の世帯の申請の場合にあっては50万円、単身世帯の申請の場合にあっては30万円とする。

2 2人以上の世帯において、18歳未満（第4条の規定による申請をした日が属する年度の4月1日時点において18歳未満であることをいい、当該年度の4月2日が18歳の誕生日の者を含む。以下同じ。）の世帯員（当該申請をする者の配偶者を除く。）を帶同して移住する場合の支援金の額は、前項に規定する額に30万円を加算した額とする。

3 支援金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、移住等に関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件又は起業に関する要件を満たす者とする。

2 前項の移住等に関する要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

（1）移住元に関して、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸

島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京23区の大学等へ通学し、東京23区内の事業所等に就職した者については、当該通学期間をア及びイに規定する移住元としての対象期間とすることができる。

ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住をし、かつ、東京23区内の事業所等に通勤（被雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住をし、かつ、東京23区内の事業所等に通勤をしていたこと。ただし、東京23区内の事業所等への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができるものとする。

（2）移住先に関して、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 平成31年4月1日以後に本市に転入したこと。

イ 支援金の交付の申請時において、本市に転入後1年以内であること。

ウ 本市に、支援金の交付の申請をした日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（3）その他の要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 各務原市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と関係を有する者でないこと。

イ 日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

ウ その他岐阜県又は本市が支援金の交付の対象として不適当と認めた者でないこと。

3 第1項の就業に関する要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

（1）次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 就業先の勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先の求人が、国の移住支援事業に係る都道府県が支援金の対象としてマッチングサイト（都道府県が運営するウェブサイト等で、企業が求人情報を掲

載し、掲載企業への求職者の就業を促進するものをいう。オにおいて同じ。)に掲載している求人であること。

ウ 3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている事業所への就業でないこと。

エ 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

オ イに規定する求人に応募した日が、支援金の対象となる求人としてマッチングサイトに掲載された日以後であること。

カ 当該就業先に、支援金の交付の申請をした日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業し、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 就業先の勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 当該就業先に、支援金の交付の申請をした日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) 所属する事業所等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、本市を生活の本拠として移住元での業務を引き続きテレワークにより行い、かつ、デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属する事業所等から資金提供を受けていないこと。

4 第1項の起業に関する要件は、支援金の交付の申請をした日以前の1年内に岐阜県地域課題解決型起業支援金(岐阜県地域課題解決型創業支援事業費補助金交付要綱(平成31年4月1日岐阜県制定)別表1に規定する地域課題解決型創業支援事業の事業費に係る補助金をいう。以下同じ。)の交付決定を受けていることとす

る。

5 第2項の移住等に関する要件を満たし、かつ、第3項の就業に関する要件又は前項の起業に関する要件を満たさない者にあっては、次に掲げる事項のいずれにも該当する場合において、本市における地域及び地域の人々との関わりを有する者（以下「関係人口」という。）として、支援対象者とすることができます。

（1）市内の事業所等に就業し、第3項第1号アからキまで（イ及びオを除く。）のいずれにも該当すること又は市内において起業すること。

（2）住民票を移す直前の1年間において、継続的に市内の法人、団体又は個人（以下「団体等」という。）との関わりをもって活動し、当該団体等から関係人口として推薦を受けていること。

（3）市及び岐阜県が実施する移住定住施策に協力する意思を有すること。

6 2人以上の世帯に係る支援金の交付の対象となる者は、第1項又は前項に規定する要件及び次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（1）支援対象者を含む当該2人以上の世帯員（以下「世帯員」という。）が移住元において、同一世帯に属していたこと。

（2）世帯員が支援金の交付の申請時において、同一世帯に属していること。

（3）世帯員が平成31年4月1日以後に本市に転入していること。

（4）世帯員が支援金の交付の申請時において、本市に転入後1年以内であること。

（5）世帯員が各務原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と関係を有する者でないこと。

（交付申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各務原市東京圏からの移住支援金交付申請書（様式第1号）に写真付き身分証明書、直近5年間の在住地が確認できる移住元の住民票の除票の写し及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）前条第2項第1号イに該当する者のうち雇用保険の被保険者であった者 離職証明書その他移住元の在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類

（2）前条第2項第1号イに該当する者のうち個人事業主であった者 開業届及び課税証明書

（3）前条第2項第1号ただし書に該当する者 卒業証明書その他在学期間及び卒業

校を確認できる書類

- (4) 前条第2項第3号イに規定する外国人 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を証明する書類
- (5) 前条第3項第1号又は第2号に規定する就業に関する要件を満たす者 就業証明書（各務原市東京圏からの移住支援金申請用）（様式第2号）
- (6) 前条第3項第3号に規定する就業に関する要件を満たす者 就業証明書（テレワーク実施者）（各務原市東京圏からの移住支援金申請用）（様式第3号）
- (7) 前条第4項に規定する起業に関する要件を満たす者 岐阜県地域課題解決型起業支援金の交付決定通知書の写し
- (8) 前条第5項に該当する者 就業証明書（各務原市東京圏からの移住支援金申請用）又は開業届及び各務原市の関係人口として地域との関わりを有することの推薦状（各務原市東京圏からの移住支援金申請用）（様式第4号）
- (9) 前条第6項に規定する2人以上の世帯に係る支援金の交付の対象となる者 住民票を移す直前の当該2人以上の世帯員分の在住地が確認できる住民票の除票の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類
(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、支援金の交付を決定し、各務原市東京圏からの移住支援金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（手続の省略）

第6条 規則第19条の規定により、規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定は、省略するものとする。
(支援金の請求)

第7条 支援金の交付の決定を受けた者が支援金の交付を受けようとするときは、各務原市東京圏からの移住支援金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
(報告等)

第8条 岐阜県知事及び市長は、支援金の交付を受けた者に対し、移住支援事業の実施に関し必要な事項について報告を求め、若しくは当該職員をして実地に立入調査をさせ、又は就業先に対し、支援金の交付を受けた者の就労状況の確認を行うこと

ができる。

(返還請求)

第9条 市長は、支援金の交付を受けた者が第1号から第4号までのいずれかに該当するときは支援金の全額の返還を、第5号に該当するときは支援金の半額の返還を請求するものとする。ただし、就業先の企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りではない。

- (1) 偽りその他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金の交付の申請をした日から3年未満の間に本市から転出したとき。
- (3) 第3条第3項第1号又は第2号に規定する就業に関する要件を満たして支援金の交付を受けた場合において、支援金の交付の申請をした日から1年以内の間に支援金の要件を満たす職を辞したとき。
- (4) 岐阜県地域課題解決型起業支援金の交付決定を取り消されたとき。
- (5) 支援金の交付の申請をした日から3年以上5年以内の間に本市から転出したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和元年12月20日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市東京圏からの移住支援事業における支援金交付要綱の規定は、令和2年12月22日以後に移住した者について適用する。

附 則（令和4年3月31日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市東京圏からの移住支援事業における支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者につい

ては、なお従前の例による。

(各務原市要綱で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の一部改正)

- 3 各務原市要綱で定める申請書等の押印の特例に関する要綱（令和3年3月31日決裁）の一部を次のように改正する。

別表22の項及び23の項を削る。

附 則（令和5年3月8日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の各務原市東京圏からの移住支援事業における支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年6月23日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条の規定は、令和5年6月23日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年11月17日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和6年3月15日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の各務原市東京圏からの移住支援事業における支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。